参考 2 保険率表他（令和6年度版）

●労災保険率表

（令和6年4月1日現在）

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	０２又は０３	林業	52/1,000
漁業	１１	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	１２	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	２１	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1,000
	２３	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	２４	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	２５	採石業	37/1,000
	２６	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	３１	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	３２	道路新設事業	11/1,000
	３３	舗装工事業	9/1,000
	３４	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	３５	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
	３８	既設建築物設備工事業	12/1,000
	３６	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	３７	その他の建設事業	15/1,000
製造業	４１	食料品製造業	5.5/1,000
	４２	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	４４	木材又は木製品製造業	13/1,000
	４５	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	４６	印刷又は製本業	3.5/1,000
	４７	化学工業	4.5/1,000
	４８	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	６６	コンクリート製造業	13/1,000
	６２	陶磁器製品製造業	17/1,000
	４９	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	５０	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	５１	非鉄金属精錬業	7/1,000
	５２	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1,000
	５３	鋳物業	16/1,000
	５４	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9/1,000
	６３	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1,000
	５５	めっき業	6.5/1,000
	５６	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	５７	電気機械器具製造業	3/1,000
	５８	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
	５９	船舶製造又は修理業	23/1,000
	６０	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000
	６４	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	６１	その他の製造業	6/1,000
運輸業	７１	交通運輸事業	4/1,000
	７２	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1,000
	７３	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	７４	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	８１	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	９５	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	９１	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	９３	ビルメンテナンス業	6/1,000
	９６	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	９７	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	９８	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	９９	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	９４	その他の各種事業	3/1,000
	９０	船舶所有者の事業	42/1,000

●労働保険料の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入されないもの
・基本給、固定給等基本賃金 ・超過勤務手当、深夜手当、休日手当等 ・扶養手当、子供手当、家族手当等 ・宿・日直手当 ・役職手当、管理職手当等 ・地域手当 ・住宅手当 ・教育手当 ・単身赴任手当 ・技能手当 ・特殊作業手当 ・奨励手当 ・物価手当 ・調整手当 **・賞与** **・通勤手当** ・定期券、回数券等 ・休業手当 （労働基準法第26条の規定に基づくもの） ・雇用保険料その他社会保険料 （労働者の負担分を事業主が負担する場合） ・住居の利益 （社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ・いわゆる前払い退職金 （労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの） ・社会保険適用促進手当 （短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの）	・休業補償費 （業務災害、通勤災害に係るもの） ・結婚祝金 ・死亡弔慰金 ・災害見舞金 ・増資記念品代 ・私傷病見舞金 ・解雇予告手当 （労働基準法第20条の規定に基づくもの） ・年功慰労金 ・出張旅費、宿泊費・赴任手当等 （実費弁償的なもの） ・制服 ・会社が全額負担する生命保険の掛金 ・財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等 （労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ・創立記念日等の祝金 （恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ・チップ （奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ・住居の利益 （一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ・退職金 （退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

●雇用保険率表

事業の種類	保　険　率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

（令和６年４月1日現在）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◎雇用保険の被保険者負担額と端数処理について

雇用保険の被保険者負担額は、労働者（被保険者）に支払われた賃金額に被保険者負担率をかけて算定します。

この被保険者負担額については、事業主は、労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に応ずる被保険者負担額を、賃金から控除することができます。

この額に1円未満の端数が生じた場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条に基づき、債務の弁済額に50銭未満の端数があるときには切り捨て、50銭以上1円未満のときには1円に切り上げることとなります。

なお、この端数処理は、債務の弁済を現金で支払う時点で行うことから、雇用保険の被保険者負担額を賃金から源泉控除する場合には、事業主が被保険者に控除後の賃金を現金で支払う時点で端数処理を行うこととなるため、結果として50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行ったとしても差し支えありません。

まだ、労働保険の成立手続を行っていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で成立手続をしましょう。また、ご相談・お問い合わせについても、お気軽におたずねください。

建設の事業を営む事業主の皆様へ

請負による建設の事業は、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっています。

また、建設の事業は数次の請負によって行われることが常態なので、元請負人がその工事全体の支払賃金総額を正しく把握することが難しい場合があります。このため、元請負人が請け負った工事全体の請負金額に保険料率とは別に定められる労務費率（工事の請負金額に占める賃金総額の割合）を乗じて得た額を賃金総額として労災保険の保険料額を算定することが認められています。

工事開始日が平成27年４月１日以降のものについて、請負金額により賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、下記の表の「工事開始日が平成27年４月１日以降のもの」欄の労務費率を掛けて算定してください。

消費税額を除く請負金額 × 該当する労務費率 ＝ 賃金総額

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
			労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業		18%	1,000分の 89	19%	1,000分の 79	18% 19%	1,000分の 64 62	19%	1,000分の 34
32	道路新設事業		20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業		18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 （既設建築物設備工事業を除く。）		21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業		22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取り付けに関するもの	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの	21		22		21		21	
37	その他の建設事業		23	19	24	17	24	15	23	15

※業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の工事開始日が「平成30年４月１日から令和３年１月31日までのもの」については、一部異なる取扱いとなります。詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。
（https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/leaflet.pdf）

労災保険の特別加入について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、任意で労災保険に加入することができます。これを労災保険の「特別加入」制度といいます。

特別加入制度には、第１種から第３種までの３種類の制度が存在し、以下のとおりそれぞれ対象となる方が異なります。

○　第１種特別加入制度

中小規模（※）の事業の事業主や、その事業に従事する者のうち労災保険の対象とならない方（家族従事者、役員等）を対象とした制度です。

加入するためには、事業の労働保険の事務処理を労働保険事務組合（P28参照）に委託する必要があります。

○　第２種特別加入制度

労働者を使用しないで法令で定められた事業を行うことを常態とする一人親方、自営業者並びにそれらの事業に従事する方（家族従事者、役員等）、及び特定作業従事者として法令に定められた作業に従事する方を対象とした制度です。

対象となる事業又は作業については、下記のリンク先のパンフレットをご確認ください。

○　第３種特別加入制度

日本国内の事業主から海外で行われる事業に労働者として派遣される方、並びに海外にある中小規模（※）の事業に事業主等（事業主、役員など労働者ではない立場）として派遣される方、及び開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方を対象とした制度です。

※　中小規模と認められる企業規模

業　種		労働者数
金　融　業 不 動 産 業	保　険　業 小　売　業	50人以下
卸　売　業	サービス業	100人以下
上記以外の業種		300人以下

特別加入について詳しく知りたい方は、下記のパンフレットをご覧ください。

・第１種特別加入

・第２種特別加入
（一人親方・自営業者）

・第２種特別加入
（特定作業従事者）
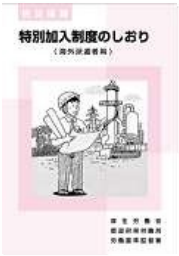
・第３種特別加入